

2023年11月9日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 吉田 憲一郎
(コード番号 6758 東証 プライム)
問 合 せ 先 I R グ ル ー プ
(TEL03-6748-2111(代表))

譲渡制限付株式ユニット (RSU) の付与に関するお知らせ

当社は、2022年6月より譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」という。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しておりますが、本日、本制度に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役、その他の役員及び従業員（以下、「対象者」という。）に対して RSU を付与することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 第5回 RSU の概要

(1) 対象者及びその人数ならびに付与する RSU の数

当社の従業員	3名	(計最大 300 株に相当する RSU)
当社子会社の取締役及びその他の役員	1名	(計最大 49,000 株に相当する RSU)
	計 4名	(合計して最大 49,300 株に相当する RSU)

(2) RSU の権利確定方法

RSU の付与日から3年後の応当日が属する月の翌月1日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）までの間、対象者が継続して当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に定める子会社及び同条第5項に定める関連会社をいい（以下同じ。）、当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該応当日が属する月の翌月1日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有している RSU 全てについて権利確定します。ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有する RSU のうち、RSU の付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定し、当該権利確定した RSU の数と同数の株式を交付するものとします。ただし、当社の報酬委員会又は代表執行役は、当該対象者の保有する RSU の数の範囲内で、交付される株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

2. 第6回 RSU の概要

(1) 対象者及びその人数ならびに付与する RSU の数

当社の従業員	94名	(計最大 42,200 株に相当する RSU)
当社子会社の取締役及びその他の役員	43名	(計最大 44,512 株に相当する RSU)
当社子会社の従業員	1,838名	(計最大 1,217,916 株に相当する RSU)
	計 1,975名	(合計して最大 1,304,628 株に相当する RSU)

(2) RSU の権利確定方法

RSU の付与日から次の a 乃至 c に掲げる日までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該 a 乃至 c に掲げる日（ただし、当

社の休業日に当たるときは、その翌営業日)において、順次、当該区分に掲げる数(ただし、a及びbにおいて1未満の数が生じた場合は、これを切り捨てます。)のRSUについて権利確定します。

<権利確定日>

<権利確定するユニット数>

- a) 付与日の1年後の応当日が属する 付与したユニット数に3分の1を乗じた数
月の翌月1日
- b) 付与日の2年後の応当日が属する月 付与したユニット数に3分の1を乗じた数
の翌月1日
- c) 付与日の3年後の応当日が属する月 付与したユニット数から、上記a及びbの数
の翌月1日 を差し引いた数

ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定し、当該権利確定したRSUの数と同数の株式を交付するものとします。ただし、当社の報酬委員会又は代表執行役は、当該対象者の保有するRSUの数の範囲内で、交付される株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

3. RSUの付与日

2023年11月27日(予定)

4. 当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、第5回RSU及び第6回RSUの権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権(なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。)の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、権利確定したユニット数と同数の当社普通株式を交付します。ただし、当社が必要と認める場合には、当社の関係会社が金銭報酬債権を当該対象者に対して付与することに代えて、当社は、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとることができるものとし、この場合、当該対象者は、当社に対して株式と引き換えに金銭を払い込むことにより、権利確定したユニット数と同数の当社株式を取得するものとします。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該交付株式数を調整します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、当社株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社株式の交付に代えることができるものとします。

5. その他第5回RSU及び第6回RSUに共通する事項

(1) RSUの消滅事由

権利確定日までに、(i)対象者がRSUを放棄した場合、(ii)対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、(iii)対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立て

があった場合、(iv) 対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、(v) その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定の RSU の全部が消滅します。

(2) 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

(3) RSU の処分制限

対象者は、RSU について第三者への譲渡、質入その他の一切の処分をすることはできません。

6. その他

なお、当社は、本制度に基づき交付される株式に係る登録書類（Form S-8）を米国証券取引委員会に提出いたします。

以上